

（仮称）河合町協働のまちづくり推進計画（案）

参画・協働の基本方針

令和 年 月

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会

目 次

第 1 章 推進計画の策定について	2
1. 推進計画策定の趣旨	2
2. 推進計画の体系	2
3. 推進計画の計画期間	3
4. 推進体制と進行管理	3
第 2 章 協働の理念（協働をすすめる時の考え）	4
1. 協働により期待される効果	4
2. 協働の原則（ルール）	6
3. 協働の領域	8
4. 協働の種類（手法）と事例	9
5. 地域協働の取り組み	12
第 3 章 協働の背景（今なぜ協働が必要か）	13
1. 人口減少と少子高齢化	13
（1）これまでの河合町の人口推移	13
（2）今後の河合町の人口推移と人口目標	14
2. 町民ニーズの多様化と財政の硬直化	15
（1）これまでの財政状況の推移	15
（2）持続可能なまちづくり	16
第 4 章 施策の展開（協働によるまちづくりを推進するために）	17
1. 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）	17
2. 協働のまちづくり施策の基本方向	18
3. 協働のまちづくり施策の具体的展開	19
① 基本条例をみんなのものにしよう	19
② まちづくり活動を活性化しよう	20
③ 協働によるまちづくりを推進しよう	22
④ 地域協働に取り組もう	24
4. 協働のまちづくり施策についての指標（目標値）	27
付属資料	28

第1章

推進計画の策定について

1. 推進計画策定の趣旨

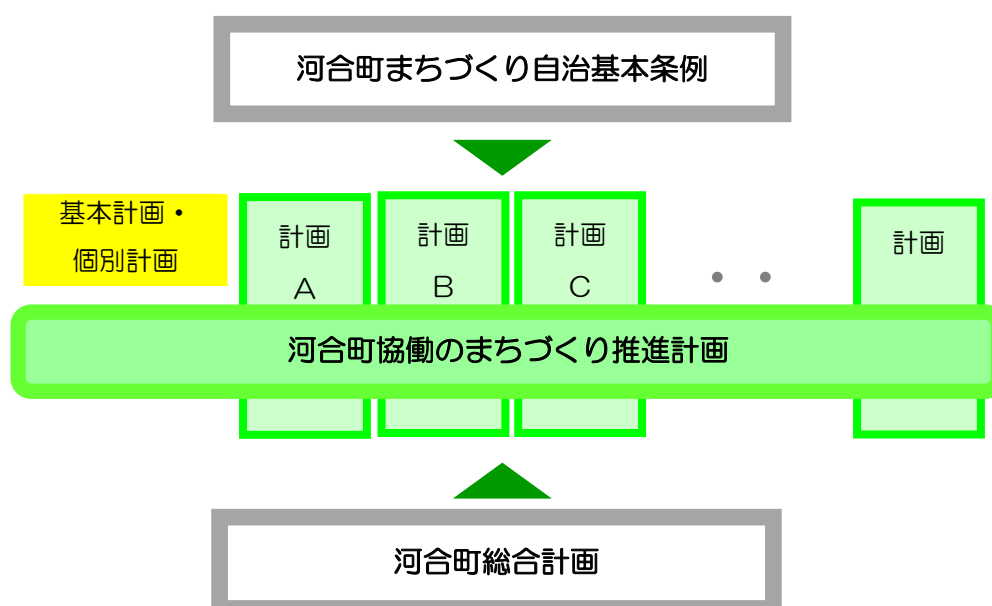
近年の少子高齢化、人口減少社会の進展、町民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化などにより、これまで行政が担ってきた公共サービスだけでは、多様化・複雑化する地域課題に対応することは難しくなってきました。

行政と、町民、大字及び自治会等の地域コミュニティ団体、公益活動団体、事業者など多様な主体どうしが、それぞれの長所を生かしながら協力、連携、協働して課題の解決にあたるが必要になっています。

このような状況の中、本町では、令和5年度に、町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携・協働してまちづくりを進めていくための最も基本となるルールとして、「河合町まちづくり自治基本条例（以下「基本条例」といいます。）」を施行しました。

今回策定した「河合町協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」といいます。）」は、基本条例に基づき、多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、河合町をもっと暮らしやすいまちにするために、協力・連携して参画と協働によるまちづくりを計画的に推進することを目的とするものです。

2. 推進計画の体系

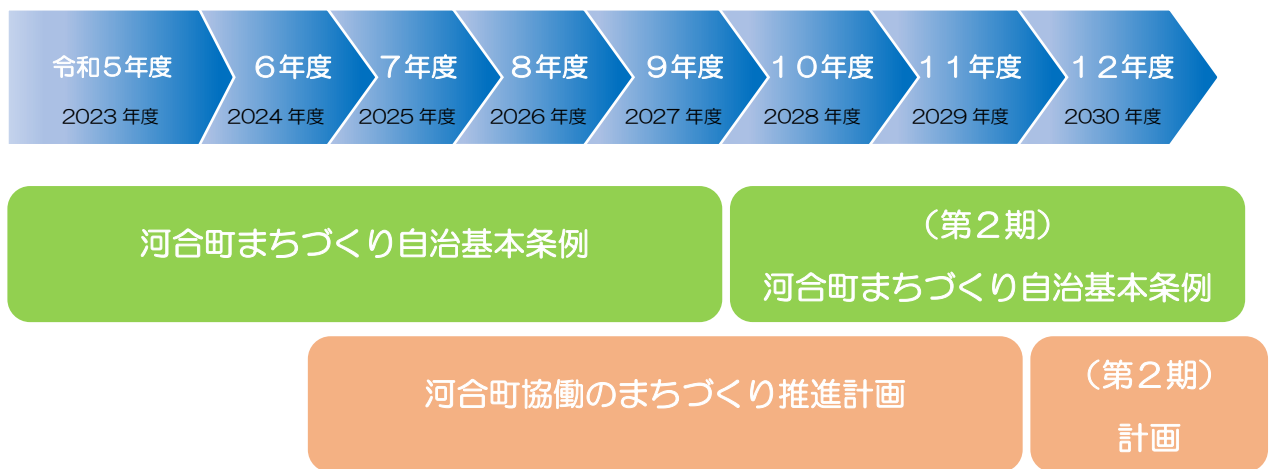


3. 推進計画の計画期間

基本条例第 39 条において「条例の見直しは、条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに検討を行う」とされています。

このため、基本条例に基づく推進計画も、毎年度の進捗管理及び検証結果を踏まえて、5 年を超えない期間ごとに見直していくことが適当であると考え、計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 カ年とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、随時必要な見直しを行うこととします。



4. 推進体制と進行管理

協働は、町の全施策に横断的に関わるものであることから、計画の推進に当たっては、各部に協働推進担当を設けるとともに、「（仮称）庁内検討委員会」を設置して、全庁的な調整を行います。

また、推進計画の進行管理及び見直しについては、基本条例第 40 条に基づく付属機関である「河合町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）」で審議するものとします。

第2章

協働の理念

(協働をすすめるときの考え)

基本条例第2条では、「参画」、「協働」及び「まちづくり」の用語は、次のように定義されています。

参画	町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいう。
協働	町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。 ＊それぞれの違いを活かすことで、単独で行うよりも大きな効果が出るのが期待されます
まちづくり	時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいう。

○「参加」と「参画」の違い

「参加」とは、町民個人やグループが、様々なまちづくりの活動の一部（コミュニティ活動、イベント、行事など）に加わり、意見を述べたり一緒に活動したりすることをいいます。一方、「参画」とは、町の施策や事業等の計画・実施及び評価等まちづくりのあらゆる過程に、町民が自主的、主体的に関わることをいい、「参加」よりもさらに踏み込んだ関わり方となります。

1. 協働により期待される効果

自治体は、住民自治の取り組み（住民の意思と自主的な活動）と、議会及び行政で構成する団体自治の取り組みの両輪で成り立っています（憲法・地方自治法で規定）。誰もが住みよいまちづくりの推進を共通の目的として、住民自治と団体自治の双方が連携し、互いに補完し合うことで相乗効果がもたらされます。

たとえば、自治体消防は高度な消防・防災機能に集中しつつ、地域の消防団が初期消火に早期出動するなど協働体制が構築されておれば、地域の安全性向上はもとより、ひ

いてはコスト削減にもつながります。福祉、教育、文化、医療、保健、建設土木、交通、上下水道など、自治体施策全般にわたって同様のことが言えます。

また、住民自治には、自治会・まちづくり協議会などの土地に根づいた地縁型のものと、NPOのように、課題別に結集しているテーマ型の住民自治の二つがあり、前者は近隣の親睦や相互扶助などを主な役割とし、後者は特定の社会課題の解決を目標としています。ただ、外国人の生活支援など地縁型とテーマ型の両者にまたがる課題も少なくありません。この二つの住民自治どうしの協力・連携・協働が今必要となってきました。

この考え方のもと、町民、町議会、行政が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。

町民にとっての効果

○ 自治意識の向上

町民が、地域の課題に関心を持ち、主体的に関わることで、自らが地域を良くしていこうとする行動につながり、地域を自分事としていこうとする自治意識の向上につながります。

○ 地域力の向上

町民が自分たちで地域の課題を話し合い、自ら解決していくことで一体感が生まれ、地域活動が活発になります。

行政にとっての効果

○ 公共サービスの向上

行政は、町民と協働することで、町民ニーズに合った、よりきめ細かな対応が可能となり、効果的な公共サービスの提供につながります。

○ 効率的な行政経営

既存事業の見直しに町民の視点を取り入れることで、経済性、有効性、効率性を追求した行政経営が可能となり、新たな事業の創出にもつながります。

双方にとっての効果

○ 満足度の高いまちづくりの実施

事業の計画、企画段階から町民の意見を取り入れるとともに、参加・参画を図ることで、町民・行政共に満足が得られるまちづくりを進めることができます。

2. 協働の原則（ルール）

町民と行政は協働のパートナーとして、次の原則に基づき、協働の取り組みを進めます（各自治体の協働に関するガイドラインなどから集約しています）。

① 目的、過程、成果を共有すること

町民と行政が協働するに当たっては、まず地域の「課題」を共有する必要があります。そして、課題解決やビジョンの実現など協働して達成しようとする「目的」、対応策を企画し実施する「過程」、実施後の「成果」を共有することが大切です。

② 対等の立場であること

協働で課題を解決するためには、双方の関係性が対等であることが大切です。上下の関係ではなく横のつながりが大切で、各々の自発的な意思に基づき協働することが基本となります。

③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手の持つ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重する必要があります。

④ 自立化を進めること

町民と行政は、まちづくりの主体として過度の依存関係に陥ることなく自立するとともに、相互に決まりごとを守って自律的に行動することが大切です。

⑤ 相互に理解し合い、補うこと

対話などにより、町民と行政がそれぞれの立場や特性を理解し合うことが大切です。

また、お互いの弱みを補い強みを活かすことで、より大きな協働の効果が期待できます。

相互に理解し合い、信頼関係を築くことが大切です。

⑥ 情報を公開し、共有すること

協働で事業を行うときには、お互いの情報を公開し共有するとともに、町民に対する説明責任を果たすために、プロセスや結果等の情報を公開するなど、透明性を高めて取り組むことが大切です。

⑦ 共に変わること

協働を通してお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という柔軟な姿勢や意識を持つことが大切です。

⑧ 評価・見直し及び期限を決めること

協働事業の途中や終了時に、プロセスや成果の評価・検証を行い、今後の協働事業の進め方などに反映することが大切です。

また、協働事業の目標や期間などを明確にして、予定する成果が出たら事業は速やかに終えることで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつつつける必要があります。

3. 協働の領域

下図について説明します。①は、町民が主体となって行う事業で、たとえば、地区の行事などです。⑤は行政が専ら行う事業で、許認可、行政処分、課税などがあります。その中間の②～④は、町民が取り組んでいる公益性のある活動と行政が行っている施策や事業が重なっている部分で、まさに協働の範囲といえます。

①町民主体	②町民主導 町民＞行政	③町民・行政 町民＝行政	④行政主導 町民＜行政	⑤行政主体
町民が主体性と責任をもって行う領域	町民の主体性のもと、行政の協力により行う領域	町民と行政が対等な立場で、連携・協力して行う領域	行政の主体性のもと、町民の参加・協力を得ながら行う領域	行政が主体性と責任をもって行う領域
町民	協働にふさわしい領域			行政
	(協働の種類(手法))			
	補助・助成 後援 施設等の提供	共催 実行委員会 政策立案	委託	
	指定管理者制度 *2			
	アダプト制度 *1			

*1 アダプト制度・・・

地域の環境美化や保全のために、住民や企業が特定の公共スペース（道路や河川、公園等）を「養子にする(adopt)」という形で、定期的な清掃や管理活動を行う取組です。地域住民の環境意識の向上や、公共施設の維持向上が期待されます。

*2 指定管理者制度・・・

地方自治法に定められている公の施設管理の手法です。地方公共団体が指定する法人やその他の団体に、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行わせる制度です。

4. 協働の種類（手法）と事例

町民と行政の協働に当たっては、多様な手法があります。事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが大切です。

* 下記「協働の手法」の○内の数字は、前頁の「3. 協働の領域」を表しています。

協働の手法	内容
① 後援 ② 共催	後援は後援名義を付与することで、イベント周知などの間接的な支援を行うものです。共催は、町民と行政とが協力しながら共同の責任を担い、一緒に事業を行うものです。 【具体的事例】 後援 シャキッと教室、ふれあいいきいきサロン、おはなし会、人形劇 共催 二十歳のつどい開催、立哨・児童見守り 総合防災訓練 かわいクリーンデー   (立哨、児童見守り) (かわいクリーンデー)
③ 政策立案	課題発見や企画段階から町民が参画し、町民の多様なアイデア、意見、発想、情報を、政策や事業に反映するものです。 【具体的事例】 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会 障害福祉計画策定委員会 介護保険事業計画策定委員会 町民大学運営委員 史跡大塚山古墳群整備検討委員会  (史跡大塚山古墳群整備検討委員会)

③ 実行委員会	多様な主体が共同主催者としてともに責任を負って事業を行うものです。企画段階からの協働を進めることができます。 【具体的事案】 「河合ふるさとの日」実行委員会 二十歳のつどい実行委員会   (「河合ふるさとの日」実行委員会) (二十歳のつどい実行委員会)
②補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金や物的・人的な支援を行うことで公益を実現するものです。 【具体的事例】 大字・自治会活動支援補助 集団資源回収事業 環境緑化樹事業 文化財等のガイド事業   (大字・自治会活動支援補助) (文化財等のガイド事業)
②施設等の提供	地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部（空きスペース等）を提供するものです。 【具体的事例】 カフェ豆山の運営  (カフェ豆山の運営)

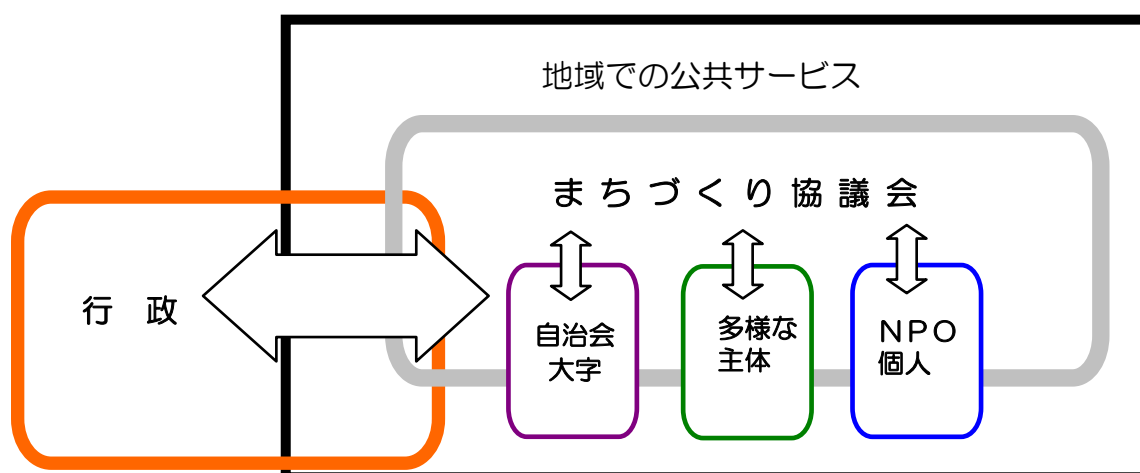
②～④委託・指定管理者制度	行政が行うべき事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託するものです。 【具体的事例】 広報配布の委託 (広報配布の委託)
②～④アダプト制度	町民が公共施設（河川や道路、公園等）などを養子に見立てて、愛情をもって管理を担い、行政は物品の支給などを行うものです。 【具体的事例】 河合町アダプト・プログラム（公園等美化プロジェクト） (河合町アダプト・プログラム（公園等美化プロジェクト）)

5. 地域協働の取り組み

住民自治の主たる担い手である大字及び自治会等の重要性は、ますます高まると考えられますが、一方で、少子高齢化や価値観の多様化などで地域の担い手不足が心配されます。人材や資金などの資源を効率的に活用するためには大字・自治会よりも広域的な区域で、また、多様な意見をまちづくりに反映させるには地域の多様な主体が集まって地域の課題を話し合い、解決していく必要があります。

基本条例第18条では、今後の河合町のまちづくりの方向性として、「まちづくり協議会」という仕組みを取り入れていくことと、その大きな枠組みを示しています。

地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、大字及び自治会等を中心として多様な主体や個人が参加する「まちづくり協議会」と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを地域協働と呼びます。



第3章

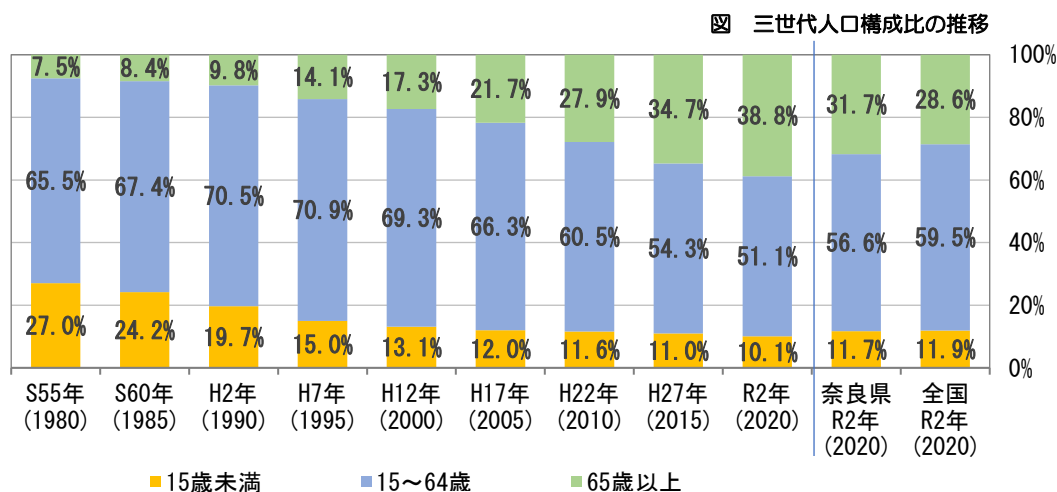
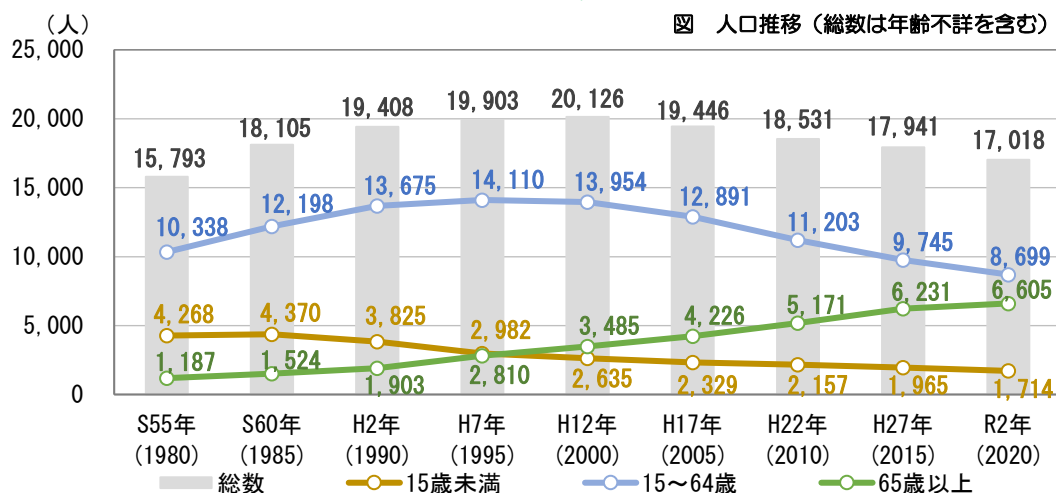
協働の背景（今なぜ協働が必要か）

1. 人口減少と少子高齢化

人口減少とともに少子高齢化が進むと様々な問題が生じてきます。例えば、働く世代の減少により、経済・産業活動が縮小され税収入が減少するだけでなく、高齢化による社会保障費の増加も見込まれます。これまで受けられていた行政サービスが縮小されるだけでなく、全ての分野において担い手不足となり、地域力が低下すること考えられます。

このように、人口減少と少子高齢化が与える影響は、生活利便性の低下や地域の活力の低下を通じて、更なる人口減少を招くという悪循環に陥るとされています。将来世代にわたり豊かな暮らしを実現するため、まちづくりに積極的に町民が関わることがこれまで以上に求められます。

（1）これまでの河合町の人口推移



資料：国勢調査・令和7年（2025年）河合町総合計画

15歳未満の年少人口の推移は、出生数の低下などで遞減傾向が続き、令和2（2020）年には1,714人となっており、平成2（1990）年の3,825人から約30年間で2,111人、55.2%の減少となっています。

次に15歳～64歳までの生産年齢人口の推移は、西大和ニュータウン開発に伴って転入された方々の子世代が結婚、就職などで転出が多くなったことにより、減少傾向にあり、令和2（2020）年には8,699人と、平成7（1995）年の14,110人から約25年間で5,411人、38.3%の減少となっています。

最後に65歳以上の老年人口の推移は、平成8（1996）年に老年人口が年少人口を超えて以降も増加傾向が続き、令和2（2020）年には6,605人、高齢化率は38.8%に達し、町民3人に1人が高齢者となっています。

*住民基本台帳では、令和7年3月時点の高齢化率は40%に達しています。

（2）今後の河合町の人口推移と人口目標

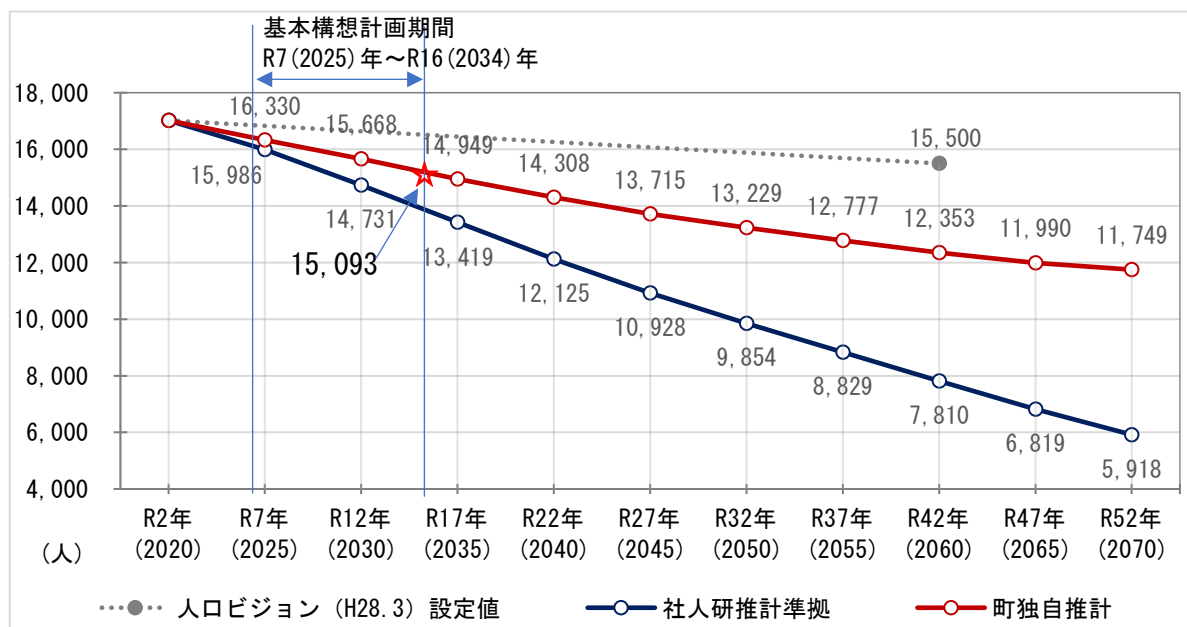
令和7（2025）年 河合町総合計画より

*総合計画は基本構想（10年間）と基本計画（前期5年間・後期5年間）とで構成されています

令和16年（2034年）の目標人口

15,000人

■将来人口推計結果（総人口の将来展望）



*「社人研」とは、「国立社会保障・人口問題研究所」のことをいう

資料：令和7年（2025年）河合町総合計画

国勢調査によると本町の人口は、平成 12（2000）年の 20,126 人をピークに以降減少傾向をたどり、令和 2（2020）年には 17,018 人となっています。本町の将来人口について、令和 5（2023）年の社人研推計では令和 42（2060）年の人口は 7,810 人と現在と比べて約 46%になると推計されています。平成 27（2015）年の推計値 7,841 人とほぼ同じになっています。

平成 28（2016）年策定の河合町人口ビジョンでは、国の目標（2060 年人口 1 億人）に合わせて長期的に人口減少の抑制に取り組むことを前提に、その施策効果を折り込んで、令和 42（2060）年の目標人口を 15,500 人と設定しました。

河合町総合計画では、河合町人口ビジョンの見直しを図る中で、令和 2 年の人口実績が現行人口ビジョンの推計値を下回っており、令和 42（2060）年の目標値 15,500 人の達成は困難と予測されることから、新たな目標人口を設定することとしました。

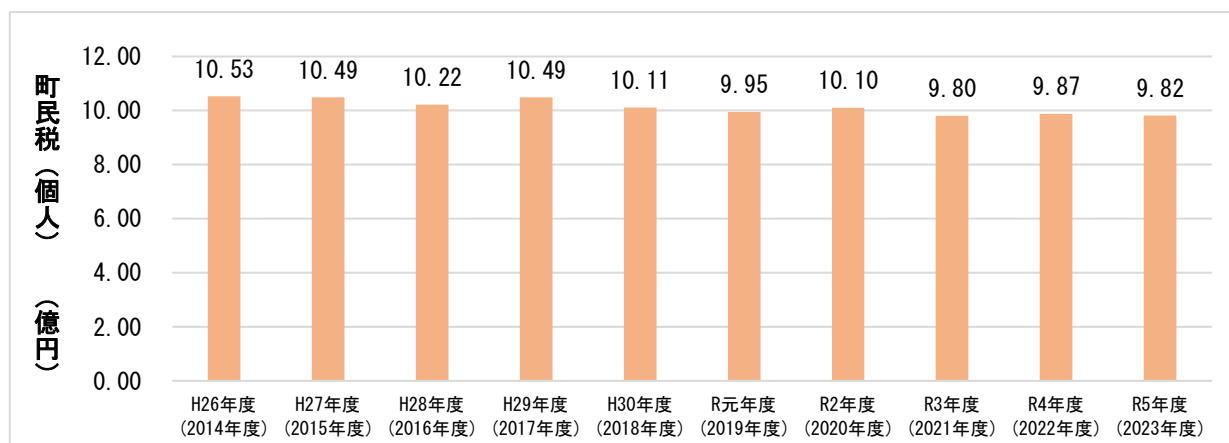
新たな目標人口は、実績値及び令和 5（2023）年の社人研推計値を基本にして、これまでの人口減少対策をより一層積極的に展開し、出生率の向上と U・I ターンや関係人口の拡大から定住促進への施策の効果発揮による転入の促進・転出の抑制を図ること、人口減少の速度を抑えることとし、河合町総合計画の目標年度である令和 16（2034）年の目標人口を 15,000 人と設定しました。

2 町民ニーズの多様化と財政の硬直化

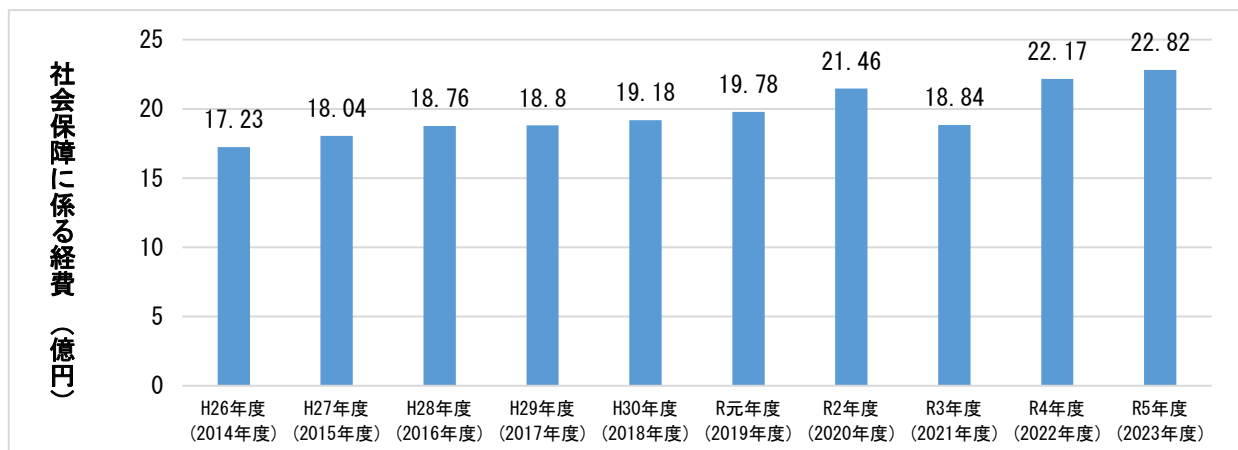
人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する町民ニーズに対して、従来の公平で画一的なサービス方式ではきめ細やかな生活支援が難しくなっています。一方、高齢化等を背景とした扶助費をはじめとする義務的経費の増加に伴い、十分な行政サービスの提供が困難となってきています。このような複雑化した社会の中で地域の課題を解決するためには、町民と行政が協働の取り組みにより、解決にあたることが不可欠になります。

（1）これまでの財政状況の推移

【生産年齢人口の減少傾向による町民税（個人）等の税収の減少】



【社会保障に係る経費の増加】



資料：河合町決算資料等

13 頁の「1. 人口減少と少子高齢化」でも前述したように、全国的な傾向と同様に、河合町では人口減少が進行している状況です。加えて、人口構成比率は大きく変化しており、生産年齢人口（15～64 歳）比率が激減し、高齢人口（65 歳以上）比率が急増しています。

その結果、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間の状況をみると、町民税（個人）の税収が約 7 千万円減少し、社会保障に係る経費が約 5 億 6 千万円増大しています。町財政の歳入と歳出のバランスが大きく変わり、より一層厳しい状況となっています。

このような状況の中でも、デジタル技術の進展、激甚化・頻発化している気象災害、気候変動、気候危機、感染症対策等、社会情勢の急激な変化に伴う新たな行政課題に対応する必要があります

（２）持続可能なまちづくり

河合町が人口減少や少子高齢化になっても持続可能で住み続けられるまちにしなければなりません。あらゆる世代の人たちが、自分たちの得意分野を持ち寄り参加、参画、協働することで持続可能なまちづくりが実現できます。このため、河合町総合計画では目指すべき本町の将来像として「みんなが輝く活力あふれるまち～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～」が掲げられています。

河合町総合計画に掲げる目指すべき本町の将来像

みんなが輝く活力あふれる河合町

～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～

第4章

施策の展開

（協働によるまちづくりを推進するために）

1. 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）

河合町のまちづくりにおける課題は、推進委員会および町民ワークショップを通して以下のように明らかになってきました。

課 題

- ・人口の減少や少子高齢化に伴い、地域を支える人材が不足していきなこと
- ・地域のつながりが薄れ、課題等への共同での対処が困難になっていること
- ・地域課題の解決や生活を豊かにする活動は多くあるが、相互の連携が少ないこと
- ・地域について総合的に考え、取り組む仕組みがみられないこと
- ・町民の主体的なまちづくり活動を支援する仕組みが少ないこと

これら課題を乗り越えて町民主体のまちづくりを進めて行くに当たっての規範として、基本条例があります。そこに記載されているまちづくりの原点となる基本理念（第3条）は、「町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら」、すべての人が「安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくる」ことを基本にしています。

そのためには、「町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の」まちづくりを進めること、「先人が築き、継承してきた」現在の河合町を「次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまち」にしていくなこと、「まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本」とすることを宣言しています。

この基本理念を実現するための手段である基本原則には、「参加、参画と協働の原則」、「補完性の原則」、「情報共有の原則」、「健全な行政経営の原則」、「環境との共生の原則」、「多様性尊重の原則」をあげています（第4条）。

このことをふまえ、参加、参画と協働のまちづくりを進めて行くに当たっての基本的方向と具体的施策を示しました。それぞれの具体的施策には、主たる実施主体を記号（  ）で表しています。

* 4頁の「1. 協働により期待される効果」の色に合わせています。

記号	意味
	町民が主として担うもの、こと
	行政が主として担うもの、こと
	協働で行うもの、こと

2. 協働のまちづくり施策の基本方向

これら課題を乗り越えて協働によるまちづくりを進めて行くためには、基本条例の基本理念と基本原則をふまえ、未来志向であるとともに持続可能なまちづくりを進めて行く必要があります。そこで、推進計画の期間中に町民（団体、地域、事業者等を含む）と町がともに実践していく方向として、基本条例を町民の共有財産としていく事から始め、基本条例を活かして協働のまちづくりを活性化していくこと、住民（地域）自治を確立していくことを目指します。

基本方向は、以下の4つをあげています。それぞれの基本方向は複数の〔具体的施策〕に展開されます。

基本方向	具体的施策の概略
① 基本条例をみんなのものにしよう	- 基本条例を周知広報し、みんなのものにする - 基本条例の理念・原則を共有する
② まちづくり活動を活性化しよう	- 活動が生まれやすい環境をつくる - 町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる - 町民公益活動団体（NPO）を支援する - まちづくり情報の公開・共有と活用 - 人材育成
③ 協働によるまちづくりを推進しよう	- 参加・参画を促進する - 公共的課題解決のために協働による取り組みを進める - 参加・参画・協働に対応した行政に変わる
④ 地域協働に取り組もう	- 大字及び自治会等の活性化を図る - まちづくり協議会の形成を目指して地域の活動拠点を整備する

3. 協働のまちづくり施策の具体的展開

以下に、4つの基本方向のそれぞれについて、具体的施策をあげますが、すべてを行政が実施するのではなく、町民（団体、地域、事業者等を含む）も行政との協働、町民どうしの協働を図りながらまちづくりの主体として実践を担います。

①基本条例をみんなのものにしよう

基本条例の内容を学習し理解するだけでなく、ふだんのまちづくり活動に基本条例が活かされているという実感を持てることが大切です。

【具体的施策】

●基本条例の周知広報

まず、基本条例の存在と意義について町民に広く周知し理解を深めることから始め、基本条例を学ぶ機会や教材（ツール）を充実させ、さらに、自主的な基本条例の広報に携わるグループが生まれたときは、学校、地域等で啓発活動を行えるようコーディネートし、支援します。

<施策項目>

町民	・自主的な基本条例広報グループを育て、学校、地域等で啓発活動を進める
行政	・基本条例を学ぶツール・メディアを用意する（パンフレット、SNSの活用等）
	・基本条例を学ぶ機会を設ける（出前教室、自主勉強会支援等）
協働	・基本条例の周知広報に関して、町民の自主的な活動を支援する

●基本条例の理念・原則を共有する

町民のまちづくり活動や行政施策に基本条例の精神が宿っているか、特に4つの理念、6つの基本原則が貫かれているかを常に確認する必要があります。

また、他自治体において基本条例がまちづくり活動等のさまざまな場面で役に立っている事例を収集し、共有することが町民・行政ともに大切です。

<施策項目>

行政	・町の施策の立案・遂行に当たっては、常に基本条例の理念・原則にもとづき妥当性をチェックする
----	---

	・ 町民のまちづくり活動の中で、基本条例により活動が一步踏み出せている場面があることを認識する
	・ 他自治体のまちづくり活動において、基本条例等により活動が活性化している事例を収集し、共有する

②まちづくりを活性化しよう

基本条例は、行政経営を公正で開かれたものとするとともに、町民（地域）のまちづくり活動を活性化し参加・参画・協働型の自治体運営が進むことを目標としています。ここでは、多彩なまちづくり活動が生まれ、育ち、多様な主体（基本条例第2条「大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。」）どうし連携し合って、住みよい河合町をつくっていくための条件を整えることを目指します。

【具体的施策】

●活動が生まれやすい環境をつくる

さまざまな地域課題の解決に取り組む活動、より住みやすい地域を創っていく活動のような公益的活動が町内に多く生まれることが望まれますが、町民が思い立った時（社会課題を認識した時）、いつでも活動を始められる環境を整える必要があります。

<施策項目>

	・ 初動期の、志ある小さな活動に寄り添い支援する仕組みをつくる（起ち上げ補助、情報提供、相談・アドバイス体制等）
	・ 生涯学習の場で、社会的課題、自治体運営等について学ぶ機会を設ける（講座、学習会等）
	・ 町民がつながれる「場」、「機会」をつくる（地域ラウンドテーブル（円卓会議）、まちづくりについてのワークショップ開催等）
	・ まちづくり活動団体の情報を見える化する（活動・連絡先一覧、パンフレット・HP等による活動内容の紹介、公共施設への情報コーナーの設置）

●町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる

町民のまちづくり活動、公益的活動を支援し、活性化する仕組みが必要で、一部は行政の制度とする必要があります。

<施策項目>

行政	・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供）
協働	・まちづくり団体どうしの交流・連携の機会をつくる（活動報告会等）

●町民公益活動団体（NPO）を支援する

町民が自発的、自主的に団体を作って社会的課題に取り組む町民公益活動（NPO）は、行政や地域では漏れ落ちる課題に、専門的視点を持って取り組む活動です。このような活動が定着すると、地域社会のウェルビーイングの実現が期待できます。

*ウェルビーイング：

厚生労働省では「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」と定義しています。

<施策項目>

行政	・町と町民公益活動団体との協働を推進する
	・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供）《再掲》

●まちづくり情報の公開・共有と活用

まちづくり活動を行うためには、情報が不可欠です。町民、行政の持つ情報を公開・共有し、活用していく必要があります。

<施策項目>

町民	・まちづくり活動団体は、活動内容、成果等の情報を可能な限り公開する（HP、SNS等の活用、チラシ作成、機関誌の発行等）
行政	・行政の持っているまちづくり関連情報の公開・共有・活用する（データの公開、オープンデータシステムの採用、町のHPの充実）

●人材育成

まちづくり活動を支える担い手が適正な場所にいる必要があります。リーダーだけでなく活動を部分的に、パートタイム的に支える、多様な人材が求められますし、多様・多彩な人を受け入れ、ともに活動する寛容さも求められます。

<施策項目>

 協働	・まちづくり活動に参加し、担う人材を発掘し、育てる（生涯学習講座、各種イベントの実施、団体による活動紹介等）
	・町民公益活動、まちづくり活動を支援し、協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する（町民公益活動支援センター、まちづくりセンター等。広域で設けることも考えられる）

③協働によるまちづくりを推進しよう

現代の解決を求められている社会的課題、地域課題は多様化し複雑化しているため、単独の団体だけ、行政だけでは解決は困難です。このため、多様な主体が連携・協働して取り組む必要があります。連携・協働により地域課題の解決に取り組めば、それぞれの持つ力が重なり相乗効果を生み出し、より住みやすい地域社会を創っていくことができます。

協働とは、4頁に記載の通り基本条例では「町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。」と定義しています（基本条例第2条）。

協働によって、町民のまちづくり活動や行政施策の質を高めたり幅を広げたりするとともに、参加型人材を育てるきっかけにもなります。

【具体的施策】

●参加・参画を促進する

あらゆる行政施策の分野において、町民の参加・参画を進めて行く必要があります。参加・参画により、町民の自主的、主体的なまちづくり意識が高まります。

<施策項目>

 行政	・町民（団体）が参加・参画しやすい環境をつくる（広報の充実、参加・参画の形態・手法の改善）
---	---

	・ 町政の執行に当たって、町民（団体）が参加・参画できる仕組みをつくる（基礎となる情報の共有、公募制度の拡充、提案制度の確立、参加型の評価の実施）
--	---

●公共課題解決のために協働による取り組みを進める

地域課題の解決のためには、町民（団体）どうしあるいは町民（団体）と行政との協働が効果的です。このため、多様な主体が連携・協働できる仕組み、仕掛けが必要です。

<施策項目>

行政	・ 行政施策、事業の協働化を官民で検討する場をつくる
	・ 町は、民間団体と行政の協働の仕組みを整備する
	・ 町は協働にふさわしい施策・事業を洗い出し、町民と情報共有する（協働施策・事業実施報告書作成）
	・ 協働に取り組むための仕組みをつくる（提案公募型協働事業提案制度等）
	・ 協働担当職員を各部署に置く
協働	・ 多様な主体の連携・協働を促進するための交流の場をつくる（ラウンドテーブル（円卓会議）等）
	・ 協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する《再掲》

●参加・参画・協働に対応した行政組織の整備

今後の行政経営は、参加・参画・協働が基本になるので、それに対応した施策立案・実施が必要となります。それに伴って、行政組織も町民の参加・参画・協働を前提とするものに転換することが求められます。

<施策項目>

行政	・ 行政施策全体を貫く柱に「参加・参画・協働」を置く（総合計画等）
	・ 行政職員の参加・参画・協働に関する理解を深める（研修、活動への参加等）

	・町民参加のワークショップ等でファシリテーション（企画、進行サポート）ができるよう職員のスキルを高める
	・協働担当職員を各部署に置く（再掲）

④地域協働に取り組もう

住民自治（コミュニティの自治）は、基本条例でまちづくりの基本とされており（第3条）、「町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う」とされています（第16条）。この位置づけのもと町民は「自らも活動に参加するよう努めるもの」とされ、町民と町長はそれらを支援するとされています（第17条）。

さらに、一定の範囲（小学校区程度）において、町民、大字及び自治会等（第19条）や各種公益活動団体等を包括した「まちづくり協議会」を設置することができるとされています。まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの」です（第18条）。

住民自治の単位としては、大字及び自治会等の近隣の自治とやや広域のまちづくり協議会の二つの階層があり、それぞれにふさわしい役割分担のもと活動を行います。

【具体的施策】

●大字及び自治会等の活性化

大字及び自治会等は、近隣自治の単位で、地域課題への取り組み、相互扶助や交流・親睦、見守り、近隣環境維持等の役割があり、まちづくり協議会が設置されても、その重要性はなくなるものではありません。むしろ、まちづくり協議会の主たる担い手として全体の意志決定やまちづくり活動に参画することが期待されます。大字及び自治会等の活動に当たっては、行事等を整理するとともに会議の進め方や連絡方法等を見直し、ICTを活用するなど効率化および負担の軽減を図る必要があります。

<施策項目>

町民	・町民は、大字及び自治会等の役割を認識し、大字・自治会等への加入、活動への参加・参画に努める（ただし、大字・自治会等への加入は任意です）
	・大字及び自治会等は、事業・行事等を整理（棚卸し）するなど、会議の進め方や連絡方法の改善に取り組む

行政	・ 町は、さまざまな方法で大字及び自治会等への支援を行う
	・ 町は、大字及び自治会等の運営の改善やデジタル化等を支援する

●まちづくり協議会の形成を目指して

まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に関かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの」で、地域内の住民や多様な主体を包括し、総合的な地域力を高めるための仕組みです。まちづくり協議会は住民の自主性と主体性により設立されますが、今後町内全域で設立されることを目指して支援を行います。

<施策項目>

行政	・ まちづくり協議会の意義に関する情報提供、啓発、意識醸成を推進する
	・ 地域住民が、地域課題を明らかにしたり、まちづくりビジョンを描いたりするに当たってのワークショップ等の開催を支援する
	・ 地域住民が、地域のことをよく知り、未来を構想できるように、地域に関するデータ等を整理した「地域カルテ」の作成を支援する
	・ まちづくり協議会設立に向けた支援を行う（初動期の金銭的支援、情報提供等）
	・ まちづくり協議会が行う地域の課題解決などの公益活動への支援を行う
	・ 町は、まちづくり協議会等の会計処理、労務管理、デジタル化等を支援する

●地域の活動拠点を整備する

まちづくり協議会の範囲はおおむね小学校区程度とされていますが、河合町では、統合前の第三小学校区も協議会の一つの範囲と考え、全部で3つのまちづくり協議会が設置されると見込んでいます。それぞれの協議会の範囲の中に、協議会の活動・事業を行うための拠点が必要となります。この拠点は、協議会だけでなく、町内のまちづくり活動団体、大字及び自治会等の多様な主体が集い、交流し、活動する拠点となる事が期待されます。

<施策項目>

行政	・まちづくり協議会の活動拠点の整備（公共施設の利活用も含む）
協働	・自主的な活動が行える場所（居場所）づくり

●地域協働の推進

これからは、地域に関わる行政施策は地域（まちづくり協議会、大字及び自治会等）との協働で進めて行くことで、地域に密着したきめ細やかな施策遂行を実現することになります。このため、地域と行政が協働していく地域協働の仕組みを構築していく必要があります。

これまでも、大字及び自治会等を始めとする地域団体と行政の連携・協働はありましたが、今後はその関係性を見直し、対等かつ主体的な連携体制としていく必要があります。特に地域と協働する場合は、必要な経費は行政が負担するなど、地域を行政の末端として使うことのないようにする必要があります。

<施策項目>

行政	・まちづくり協議会、大字及び自治会等との協働についての協議の場をつくる
協働	・行政サービスのまちづくり協議会への委託を検討する

4. 協働のまちづくり施策についての指標（目標値）

以上、協働のまちづくり施策を実現していくために、4つの「基本方向」、14の「具体的施策」、46の「施策項目」（再掲を含む）をあげました。これらの施策の進捗の目安として、あるいは施策目標として指標（目標値＝進捗のめやす）を設定することが求められます。ここにあげた協働のまちづくり施策をこれから進めていくために、施策項目の実現を目指した取り組みがどれだけスタートしたか、実施段階に入っているかを最初のステップとすることとしました。

次の段階として、主な政策項目に対する「目標値」を設定して、進捗管理を行います。

【協働のまちづくり施策の指標（目標値）】

指標（目標値）：実施した「施策項目」の数

	施策 項目数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①基本条例をみんな のものにしよう	7					
②まちづくり活動を 活性化しよう	12					
③協働によるまちづ くりを推進しよう	13					
④地域協働に取り組 もう	14					
合計	46					

付属資料

◆推進計画策定の経過

年月日	主な経過	主な内容
令和5年 4月 1日	河合町まちづくり自治基本条例 施行	
8月30日	令和5年度第1回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	委嘱、委員長・副委員長の選任、諮問、策定スケジュール等
11月 9日	令和5年度第2回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	参加・参画・協働、推進計画について
12月 2日	第1回 町民ワークショップ「みんなで考えよう参画と協働のまちづくり」	河合町のまちづくりの取組、自分たちが地域で何ができるのかについて
令和6年 1月25日	令和5年度第3回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	ワークショップの報告、推進計画（骨子）について
3月 3日	第2回 町民ワークショップ「みんなで考えよう参画と協働のまちづくり」	推進計画（骨格）を考える
5月23日	令和6年度第1回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	ワークショップの報告、推進計画（素案）について
6月16日	第3回 町民ワークショップ「みんなで考えよう参画と協働のまちづくり」	推進計画の施策の基本方向と施策の具体的展開について
令和7年 2月13日	令和6年度第2回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	ワークショップの報告、推進計画（案）について
4月1日～4月30日	パブリックコメント	推進計画（案）について
6月 2日	議会説明会	推進計画（案）について
7月 2日	令和7年度第1回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議	パブリックコメント、推進計画（案）について
7月●●日（予定）	議会説明会（予定）	推進計画（案）について
7月〇〇日（予定）	令和7年度第2回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会会議（予定）	推進計画（案）、答申について
9月〇〇日（予定）	令和7年第3回（9月）議会定例会（予定）	
10月●●日（予定）	（仮称）推進計画 施行（予定）	

◆河合町まちづくり自治基本条例推進委員会委員名簿

《敬称略、五十音順》

	氏名	団体・職名	備考
1	井上 紗世子	公募委員	
2	梅野 美智代	河合町議会 議員	
3	岡 宏	文化協会	
4	岡田 昌浩	民生児童委員協議会	
5	岡本 幹男	老人クラブ連合会	
6	尾上 光子	体育協会	
7	清水 裕子	畿央大学 准教授	副委員長
8	高桑 次郎	公募委員	
9	常盤 繁範	河合町議会 議員	
10	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授	委員長
11	西野 あすか	公募委員	
12	松浦 加奈子	PTA 連合会	
13	安田 彩子	公募委員	
14	山川 裕子	公募委員	
15	山本 孝典	総代・自治会長会	

○河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例

令和5年6月29日

条例第20号

(設置)

第1条 河合町まちづくり自治基本条例(令和4年12月河合町条例第22号。以下「基本条例」という。)第40条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、基本条例に規定する用語の例による。

(所管事項)

第3条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本条例に基づく他の条例及び規則の点検に関すること。
- (2) 基本条例における運用の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が基本条例に関し必要と認めること。

2 推進委員会は、前項各号の事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第4条 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 町関係団体が推薦する者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員の互選により選出した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 推進委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(令6条例19・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開催する会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月河合村条例第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和6年条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○河合町まちづくり自治基本条例

令和4年12月22日

条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条、第2条)

第2章 基本理念及び基本原則(第3条、第4条)

第3章 町民の権利と役割、責務(第5条—第8条)

第4章 情報の公開と共有(第9条、第10条)

第5章 参加、参画と協働のまちづくり(第11条—第15条)

第6章 住民自治(第16条—第19条)

第7章 生涯学習及び文化のまちづくり(第20条、第21条)

第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務(第22条—第25条)

第9章 町政運営(第26条—第35条)

第10章 町民投票(第36条)

第11章 連携(第37条)

第12章 条例の位置づけ及び見直し(第38条—第40条)

附則

私たちのまち河合町は、古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、大塚山古墳群、廣瀬神社などの歴史的・文化的遺産をはじめとした、万葉集にも歌われた豊かな自然に囲まれた町です。

大和川の水運を利用した産業や、高度経済成長を背景とした西大和ニュータウンの開発により、都市圏を支えるベッドタウン・田園都市として発展しました。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできました。

近年では、少子高齢化やICT化の進展、生活の多様化といった社会情勢の変化により、新たなまちづくりの在り方が問われています。そのためには、町民による住民自治と町議会・行政による団体自治が有機的に連携し、持続可能な地域社会を形成する必要があります。

すでに、子どもたちの見守り活動や防犯・防災活動など安全、安心に生活できる環境づくりやボランティア活動が各地域で活発に行われていますが、これからも先人たちが培ってこられた河合町の歴史を尊重し、次代を担う子どもたちが誇れる町とするため、人と人が世代を超えて繋がり、町民と町議会、行政が協働してまちづくりを進め、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、河合町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本として、町に関わる全ての人が主体になるまちづくりの最高規範として、ここに河合町まちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関をいいます。
- (3) 執行機関 町長を含む町の行政事務を執行する機関をいい、「行政」ともいいます。
- (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。
- (6) まちづくり 時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいいます。
- (7) 町民公益活動団体 町民による自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体をいいます。
- (8) 地域自治団体 一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治を担う団体をいいます。
- (9) 多様な主体 大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民自治の確立を目指したまちづくりを推進します。

- (1) 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくります。
- (2) 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。
- (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を

担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。

- (4) まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。

(基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進します。

- (1) 参加、参画と協働の原則 町民は、自治の主体として町政に参加、参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては、町民及び町が協働して取り組みます。
- (2) 補完性の原則 まちづくりはより身近なところから協議や決定、実践を行い、それぞれの適切な役割分担により補完します。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町民と町は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた健全かつ持続可能な行政経営を行うとともに、まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。
- (5) 環境との共生の原則 自然やまちの歴史遺産等を守り、環境との共生を図ります。
- (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

第3章 町民の権利と役割、責務

(町民の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。

- 2 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。
- 3 前2項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。

(町民の役割と責務)

第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。

- 2 町民は、町と協働し、連携しながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。
- 3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。
- 4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

(子どもの権利)

第7条 子ども(18歳未満の町民をいいます。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。

2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。

3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するとともに、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

第4章 情報の公開と共有

(情報の公開と共有)

第9条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

2 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

3 町は、町民への情報の公開及び提供に当たっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。

4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。

(個人情報保護)

第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

第5章 参加、参画と協働のまちづくり

(参加、参画の権利)

第11条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。

2 町民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。

(参加、参画と協働の制度)

第12条 町は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について多様な主体がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うとともに、町民同士並びに町民及

び町が協働して取り組む機会の拡充に努めるものとします。

- 2 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとします。

(参加、参画と協働のまちづくり)

第13条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければなりません。

- 2 町民及び町は、相互に協働するときは、対等な関係を維持し、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければなりません。

- 3 町民及び町は、まちづくりに参画するに当たり、互いの意見や活動を尊重し、責任ある行動をとるよう努めなければなりません。

(審議会等への参加)

第14条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃に当たっては、適切な時期に多様な手段で町民の参加、参画を図るものとします。

- 2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募委員を含めるものとします。

- 3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に関係するものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

(町民公益活動)

第15条 町民は、町民公益活動団体を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。

- 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために多様な主体と積極的に協働するよう努めるものとします。

- 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第6章 住民自治

(住民自治)

第16条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。

(住民自治の原則)

第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。

- 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。

- 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

(まちづくり協議会)

第18条 町民は、地域自治団体(以下「まちづくり協議会」といいます。)を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとしします。

3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとしします。

4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとしします。

(大字及び自治会等)

第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとしします。

2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとしします。

3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとしします。

4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとしします。

第7章 生涯学習及び文化のまちづくり

(生涯学習とまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。

2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を提供するとともに、学習の機会を通してまちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとしします。

(文化のまちづくり)

第21条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の権利であることを認識し、町民一人ひとりが自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用を努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。

第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務

(町議会の役割と責務)

第22条 町議会は、法令の定めるところにより、選挙で直接選ばれた町議会議員によって構成さ

れる町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。

- 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。
- 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。
- 4 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりません。
- 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 6 町議会の会議は、討議を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します。
- 7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。
- 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。

(町議会議員の役割と責務)

第23条 町議会議員は、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。

- 2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。
- 3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。

(執行機関の役割と責務)

第24条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。

- 2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。
- 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例

の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。

- 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努め、町民に分かりやすく機能的で効率的な組織体制を整備し、組織の横断的な連携調整に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。

(町職員の役割と責務)

第25条 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。

- 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。
- 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。
- 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めるものとします。

第9章 町政運営

(総合計画)

第26条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定められたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画として総合計画を策定するものとします。

- 2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければなりません。
- 3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。
- 4 町長は、総合計画の策定、見直しに当たっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

(財政運営)

第27条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。

- 2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように公表しなければなりません。
- 3 町長は、社会経済情勢の動向などを踏まえ、中長期的な財政収支見通しを作成し、公表するよう努めなければなりません。
- 4 町長は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

(政策法務)

第28条 町は、町民のニーズや地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を適正かつ効果的に活用しなければなりません。

2 町は、この条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努めなければなりません。

(法令遵守及び公益通報)

第29条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運営しなければなりません。

2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、町職員の公益通報について必要な措置を講じなければなりません。

3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を速やかに通報しなければなりません。

4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。

(説明責任及び応答責任)

第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各過程における経過や内容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなければなりません。

2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。

(広報広聴、パブリックコメント)

第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で町民の意見を聴くよう努めるものとします。

2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりません。

3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に定めます。

(行政手続)

第32条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

(行政評価)

第33条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

3 行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴くなど、評価方法の

改善に努めなければなりません。

(外部監査)

第34条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、別に定めるところにより、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

(危機管理)

第35条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう努めるものとします。

3 町民は、災害発生等においては、自らを守る自助及び地域で支えあう共助を理念として、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。

第10章 町民投票

(町民投票)

第36条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町議会の議決を経て、町民投票を実施することができます。

2 町長は、河合町の有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。

3 町民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。

第11章 連携

(広域連携)

第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と対等な立場で、相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。

2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとします。

第12章 条例の位置づけ及び見直し

(自治の最高規範)

第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

(条例の見直し)

第39条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

- 2 前項の規定による検討を行うに当たっては、多様な手段を用いて町民の意見を聞くとともに、これを反映させなければなりません。

(運用)

第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

- 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。